

# 『第八回はんだ山車まつり』

## 公式認定グッズ申込要項

公式認定グッズの募集は、平成29年10月7・8日に開催される「第八回はんだ山車まつり」を広く全国に発信し、山車まつり開催を盛り上げることを目的としています。

この5年に一度の半田市最大級のイベントを地域の活性化につなげるとともに、観光客のみなさまには「はんだ山車まつりに来てよかった」と言っていただけるよう、また市民のみなさまにとって誇れるまつりとなるよう、第八回はんだ山車まつりのテーマ「美～美しき半田の心～」を形にした魅力ある商品をお待ちしています。

### ●応募の決まり

- ・公式認定グッズ認定料の支払いに同意できること。
- ・公式認定グッズ販売許可シールの購入、商品への貼り付けに同意できること。
- ・イラストや写真にて商品のイメージが正確にわかるようにして下さい。  
(カラー白黒は問いません。)
- ・商品の説明、使用方法及び簡単なPRを必ず記載して下さい。
- ・応募商品のサイズに規定はありませんが常識的なサイズでお願いします。
- ・応募商品の資料は返却いたしませんのでご了承ください。

### ●応募方法

『第八回はんだ山車まつり公式認定グッズ申込書』に必要事項をご記入の上、サンプル品と一緒に第八回はんだ山車まつり実行委員会事務局（半田市役所観光課内）へ直接お持ちいただくか、郵送してください。

※実行委員会が著作権を所有するデザイン使用は、実行委員会に申し出て下さい。

●公式認定グッズ募集期間

平成29年3月1日（水）から 平成29年5月31日（水）まで  
認定の可否については、月締めにて選考し、順次通知いたします。

●送付先

〒475-8666 愛知県半田市東洋町2-1  
(半田市役所観光課内)  
第八回はんだ山車まつり実行委員会

●問合せ先

電 話：0569-84-0689  
F A X：0569-25-3255  
Eメール：[kanko@city.handa.lg.jp](mailto:kanko@city.handa.lg.jp)

●認定要件について

公式認定グッズは下記の要件を満たすものとし、審査委員会にて認定します。

- ・第八回はんだ山車まつりをイメージした商品で、まつりの盛り上げに資するもの
- ・半田市の地域資源が活かされているなど、半田市の土産品としてふさわしいもの
- ・半田市のイメージを損なう恐れのないもの
- ・商品と価格のバランスがとれているもの
- ・特定の政治、思想、または宗教の活動に利用される恐れがないもの
- ・法令や公序良俗に反する恐れがないもの

●認定料等について

公式認定グッズ販売所の運営費用として以下、①+②+③の合計金額をご負担願います。

①認定料

商品数	認定料
1商品	30,000円
2商品	60,000円
3商品	90,000円
4商品	120,000円
5～10商品	150,000円
11～20商品	250,000円
21～30商品	350,000円

## ②販売代行手数料

商品価格の10%の金額×販売数（※）

※山車まつり当日の公式認定グッズ販売所における販売数であり事前販売や公式認定グッズ販売所以外で販売されたものは除きます。

## ③認定シール代金

100枚100円 ※1商品につき1枚貼ること。

### ●公式認定グッズの販売について

- 商品の販売は「認定シール」を該当商品に事業者が貼り付けた時点より可能です。
- 第八回はんだ山車まつり開催前も、山車まつりPRのために積極的に各自の店舗及び販売方法にて公式認定グッズとして販売をしてください。
- 公式認定グッズには必ず「認定シール」を貼って販売してください。事前販売や公式認定グッズ販売所以外での販売の際にも貼って販売してください。
- 商品にはパッケージ等に価格を表記してください。
- 不良品等で購入者・使用者より責任を問われた場合、各事業者においてその対処にあたっていただくため、公式認定グッズには事業者名、連絡先を明記してください。

### ●『第八回はんだ山車まつり』当日の公式認定グッズ販売所について

- 販売所では公正を期すため実行委員会が委託した販売員により金銭授受（レジ管理）を行います。
- 販売所の商品は委託販売とし、残った商品とともに販売合計金額より10%の手数料を引いた売上金をまつり終了後にお渡しいたします。
- 販売所の商品説明のため事業者が係員を派遣頂くことは可能ですが、スペースの都合上人数を制限させていただく場合があります。
- 販売所では実行委員会派遣の販売員が商品の盗難等に万全の注意を払いますが、不足の事態が起こった場合でも実行委員会では責任を負いません。
- 販売所への商品搬入などについては、後日指定させていただきます。

### ●ショッピングエリアへの出店について

『第八回はんだ山車まつり』では、グルメ・ショッピングエリアとして、公式認定グッズ以外にも様々な商品を販売するエリアも予定しています。公式認定グッズ販売所以外での販売を希望される方は、別途お申し込みください。

### ●罰則について

販売許可後、指定された期日までに認定料のご入金及び販売個数の認定シールのご購入

をして頂けなかった場合、公式パンフレットへの掲載及び、それに付随するものに掛かった費用を実費請求させていただきます。

認定シール発行後の販売について不正が発覚した場合（下記の例）、罰則として公式認定グッズの販売許可を取り消させていただきます。また、公式認定グッズ販売許可の取り消しとなっても認定料などは一切お返しいたしません。

（例）申請商品と異なる商品に認定シールを貼り販売した場合。

（例）申請価格以上で商品を販売した場合、又は販売しようとした場合。

（例）申請商品に認定シールを故意に貼らずに販売した場合。

その他、実行委員会にて不正と判断された場合も販売許可の取り消しを行います。

●認定を受けた者の責務について

- ・粗悪品、欠陥品、品質低下、製品事故等が起こらないよう万全の配慮を行ってください。
- ・公式認定グッズにおいて事故等の問題が生じた場合は、速やかに実行委員会に報告してください。
- ・全国観光土産品公取協議会の公正競争規約に定める、必要表示や過大包装の禁止等の事項を遵守して販売を行ってください。

全国観光土産品公取協議会HP

(<http://www.miyagehin.com/kyogikai/index.html>)

## 第八回 はんだ山車まつり ロゴマーク使用規定

### ●ロゴの表示色とカラーバリエーション

[カラーの場合] C100 M95 Y53 K20

[モノクロの場合] 白、黒での利用に限られます。

カラーの背景や画像にロゴをのせることは可能です。複雑な背景にロゴを入れる場合には、ロゴ全体がはっきりと読めるように常に留意してください。

### ●アイソレーション

はんだ山車まつりロゴの表示は独立性、識別性をもって行うことが重要です。そのため、表示する際にはその周辺に一定のアイソレーション（保護エリア）を設け、この領域内には他のデザイン要素や文字などは表示しないようにしてください。確保すべき最小限の保護エリアは、ロゴ全体の大きさの短辺の 1/4 程度とします。しかし表示にあたっては可能な限り大きな余白スペースを設けるよう配慮してください。

### ●最小使用サイズ

印刷物でロゴを使用する場合、長辺が 12mm 以上で使用してください。Web コンテンツなどの画面上で表示する場合は 150px 以上とします。これ以下のサイズに縮小すると、細部がつぶれ、再現性や美しさに欠け恐れがありますので、必ず最小使用サイズを守ってください。

### ●ロゴの使用禁止例

はんだ山車まつりロゴは、正しく使用されることによってはじめて本来の機能を発揮し、イメージを正しく伝達することができます。下記のような誤った使用は絶対に避けて下さい。

- ・文字毎のサイズおよび文字間のスペースを変更してはならない
- ・変形（長体・平体・斜体）してはならない
- ・陰影をつけて表示してはならない
- ・本ガイドラインの指定と異なるカラーに変更してはならない
- ・グラデーションで表示してはならない
- ・周辺にその他の図形を表示してはならない
- ・識別を損なう表示をしてはならない
- ・ふちどりで表示してはならない
- ・煩雑な背景（パターン・写真等）に配置してはならない

- 「のぼりマーク」「第八回はんだ山車まつり」「美」の文字の大きさのバランス比を極端に変更しない

縦 ②



縦 ①



横 ①



横 ②



横 ③



横 ④



縦 ③



縦 ④



【提出先】：第八回はんだ山車まつり実行委員会 公式認定グッズ係  
(半田市役所観光課内)  
〒475-8666 半田市東洋町2-1  
電話：(0569) 84-0689 F A X：(0569) 25-3255  
メール：kanko@city.handa.lg.jp

## 第八回はんだ山車まつり公式認定グッズ申込書

平成29年 月 日

第八回はんだ山車まつり実行委員会 御中

第八回はんだ山車まつり公式認定グッズを、申込要項を遵守し下記のとおり申込みます。

### 記

1. 事業者名 \_\_\_\_\_
2. 代表者名 \_\_\_\_\_
3. 住所 〒 \_\_\_\_\_
4. 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_
5. F A X ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_
6. メール \_\_\_\_\_
7. ご担当者 \_\_\_\_\_

【重要】第八回はんだ山車まつりロゴ及び写真データを使用して商品を作成する方へ使用について下記へ署名願います。

「私、\_\_\_\_\_ (事業者名) は、(第八回はんだ山車まつりロゴ・写真データ) を、第八回はんだ山車まつり公式認定グッズ以外の用途に使用しません。」

署名 \_\_\_\_\_ 印

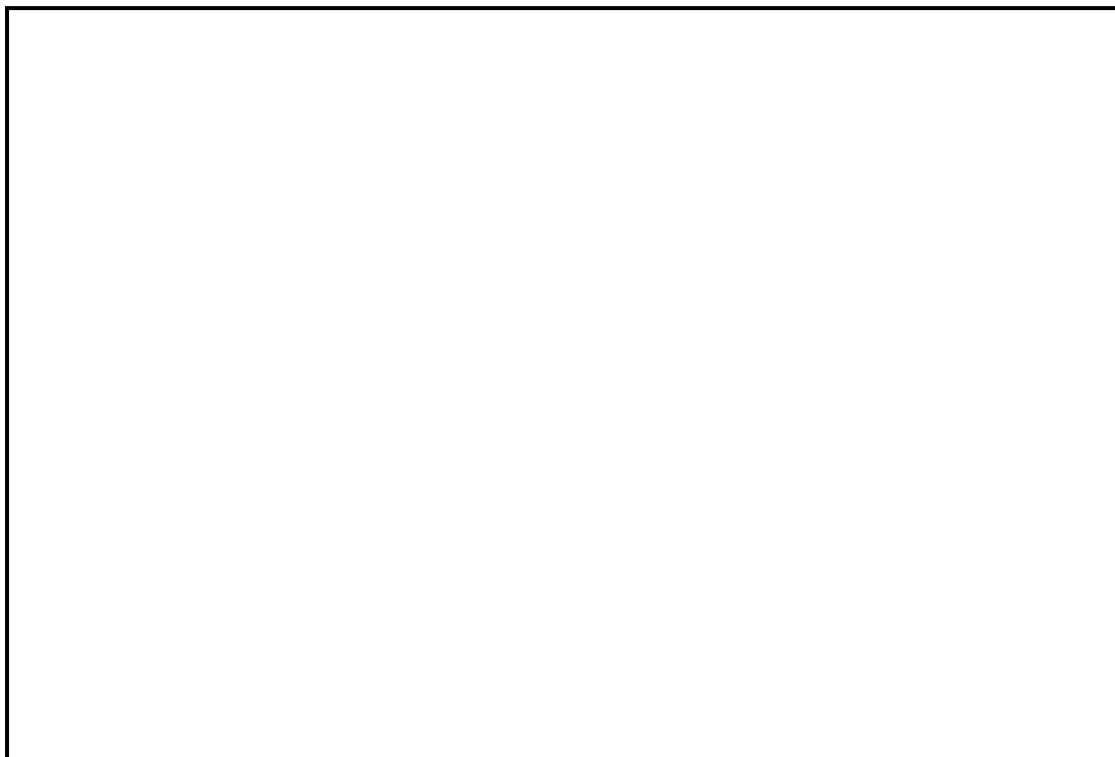


8. 商品名 \_\_\_\_\_

9. 商品のイラストまたは写真



10. 商品の説明・PR・使用方法



1 1. 予定販売数 \_\_\_\_\_

(ご記入頂いた枚数の認定シールを発行します。)

うち、まつり当日公認グッズ販売所における予定販売数 \_\_\_\_\_

1 2. 販売時期 \_\_\_\_\_

1 3. 販売場所 (事前販売を行う場合は記入してください)

---

---

---

---

---

---

---

---

1 4. 販売予定価格(税込み) \_\_\_\_\_ 円

【提出先】：第八回はんだ山車まつり実行委員会 公式認定グッズ係  
(半田市役所観光課内)  
〒475-8666 半田市東洋町2-1  
電話：(0569) 84-0689 F A X：(0569) 25-3255  
メール：kanko@city.handa.lg.jp

## 第八回はんだ山車まつり公式認定グッズ申込書

平成29年 月 日

第八回はんだ山車まつり実行委員会 御中

第八回はんだ山車まつり公式認定グッズを、申込要項を遵守し下記のとおり申込みます。

### 記

1. 事業者名 だし丸くん
2. 代表者名 だし丸くん
3. 住所 〒 475 - 8666 半田市東洋町二丁目 1 番地
4. 電話 ( 0569 ) 21 - 3111
5. F A X ( 0569 ) 25 - 3255
6. メール \_\_\_\_\_
7. ご担当者 だし丸くん

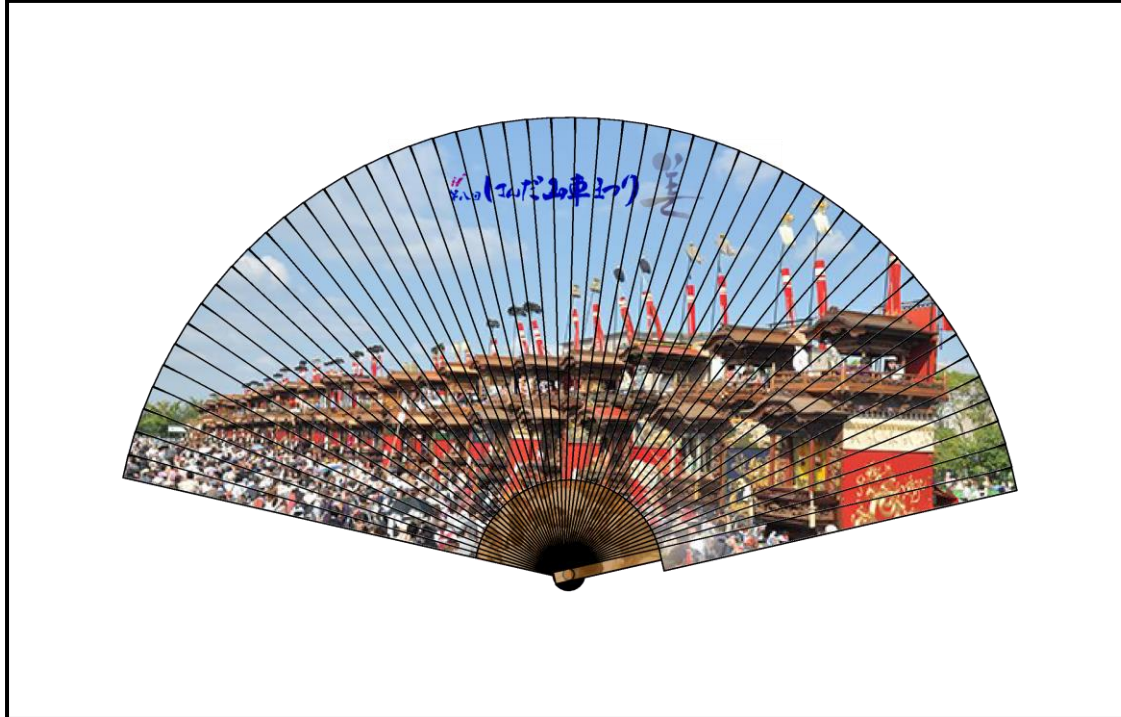
【重要】第八回はんだ山車まつりロゴ及び写真データを使用して商品を作成する方へ使用について下記へ署名願います。

「私、だし丸くん (事業者名) は、(第八回はんだ山車まつりロゴ・写真データ) を、第八回はんだ山車まつり公式認定グッズ以外の用途に使用しません。」

署名 だし丸くん 印

8. 商品名 第八回はんだ山車まつりオリジナル扇子

9. 商品のイラストまたは写真



10. 商品の説明・PR・使用方法

扇面に「第八回はんだ山車まつり美」のロゴと絢爛豪壮な山車を配しました。  
熱気溢れる「第八回はんだ山車まつり」に訪れる方々に快適に過ごして頂く  
ために使用していただければと存じます。

大きさ：6.5寸

素材：扇面紙

骨：白竹

1 1. 予定販売数 500 本

(ご記入頂いた枚数の認定シールを発行します。)

うち、まつり当日公認グッズ販売所における予定販売数 500 本

1 2. 販売時期 10月7日、8日

1 3. 販売場所 (事前販売を行う場合は記入してください)

---

---

---

---

---

---

---

---

1 4. 販売予定価格(税込み) 1,000 円